

スマホの防犯サギ対策

防犯アプリ

スマホに不審電話、
対策はどうしたらいいの？



警察庁推奨
防犯アプリを入れたら

- 要注意電話※
- 海外からの電話
- 非通知・公衆電話

遮断

鳴りません

※要注意電話は、警察が把握した犯人などの電話番号です

宮島駐在所でダウンロードのお手伝いします

～ 運転は 気配り 目くばり 思いやり ～

夏の交通事故防止府民運動

運動期間 7月21日(火)～7月30日(木)



運動重点

- ◇ こどもと高齢者の交通事故防止
- ◇ 自転車・特定小型原動機付き自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- ◇ 飲酒運転・ながら運転の根絶



地域でつくる犯罪のない安全・安心なまちづくり

7月10日は 府民防犯の日



夏休みになりますので、
子供の事件・事故防止に
ご協力をお願いします。

宮島だより



令和8年
7月号

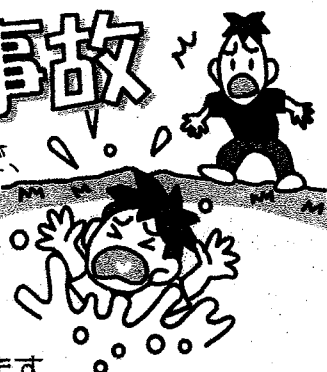
宮島 駐在所
☎75-0024
南丹 警察署
☎62-0110



7～8月は要注意

水の事故

過去5年間の統計で、
7～8月の2か月に
海・川・プールなど
で発生する事故は
年間の約60%と、
被害が集中しています。



- ◎ 子供だけで絶対遊ばない
- ◎ 子供から目を離さない
- ◎ 救命具等を身に着ける
- ◎ 天候や体調が悪い時は、釣りや遊泳はやめましょう！

防犯推進委員美山支部さんと
合同防犯パトロールを開催



美山町の安全を見守る
防犯ボランティアさんと美山の駐在所さんか大集合!!

新聞やネットニュースなどでは得られない
身近な地域の防犯ニュースをお届けします！

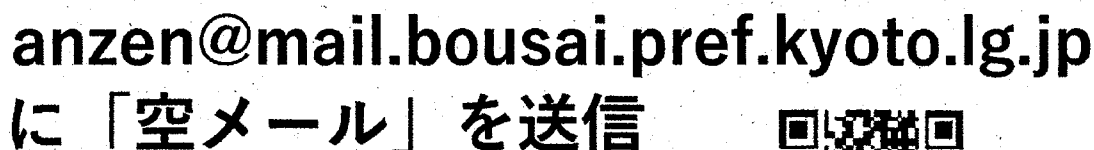
にご登録ください

配信情報の例

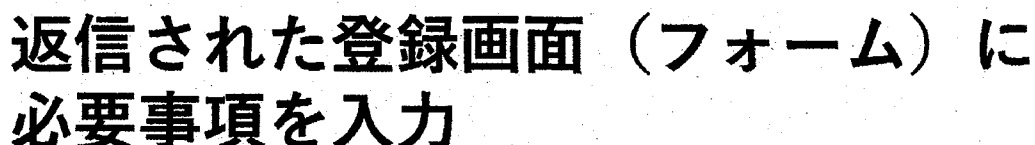
- ひったくり発生
- ご近所に詐欺の電話がかかっています
- 痴漢発生
- 子供への声かけ事案の発生
- クマの目撃情報

登録方法

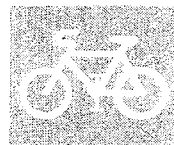
登録方法は、たったの「2ステップ」



二次元コードからも送信できます→



歩道通行のルール

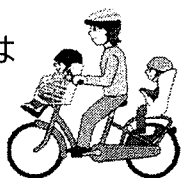


(歩道通行できるとき)

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができるとき
- ② 13歳未満の方若しくは70歳以上の方、又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき
(例えば道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるときなど)

Q 子どもを乗せた自転車なら歩道通行できるの？

A できません。上の①～③に当てはまらない場合は、子どもを乗せた自転車であっても、原則、車道を通行して下さい。



上の①～③の場合で、普通自転車で歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の妨げとなるようなときは、一時停止しなければなりません。

イヤホンについて

Q 自転車乗用中のイヤホンの使用はだめ？骨伝導イヤホンや片耳イヤホンならいいの？

A いけません。装着時に耳を完全に塞がないものであっても、京都府の条例で禁止されています。
(京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例)



【法律】 警察庁のルールブックには、イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態での運転は禁止と書かれています。(反則金5,000円)

【条例】 京都府の条例ではイヤホン又はヘッドホンを使用しながら運転しないことと規定されているから、骨伝導イヤホンや片耳イヤホンの運転でもしてはいけません。

傘さし運転について

Q 自転車乗用中に傘をさすのはだめ？傘スタンドならいいの？

A いけません。傘スタンドであっても、積載物の違反や、積載方法の違反に抵触する場合があります。雨の日はレインコートを着用しましょう。



【法律】 道路交通法で傘を差して自転車を運転しないことと規定されています。(反則金5,000円)

また、傘スタンドは積載装置として捉えるのが妥当であり、傘を広げた場合、積載装置の前後から0.3mを超えてはみださないこと、左右から各0.15mを超えてはみ出さないこと、高さ2mを超えないことという積載物の違反に抵触する場合があります。直径0.3m以下の傘であったとしても、運転者の視野が妨げられたり、風等により自転車の安定性が損なわれると乗車又は積載方法の違反となる場合があります。

【条例】 京都府の条例では歩行者が通行している歩道等においては、傘を使用しながら運転をしないことと規定されています。

自転車の違反に青切符が導入されました!

～自転車を安全に利用するために～

自転車の交通事故で多い類型・原因・時間帯

- | | |
|----------|----------|
| (類型) | (時間帯) |
| ① 出会い頭 | ① 8～10時 |
| ② 右折・左折時 | ② 16～18時 |
| | ③ 18～20時 |

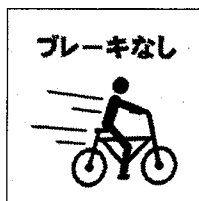
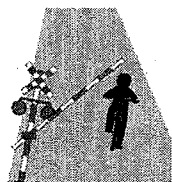
- (原因)
- ① 交差点安全進行義務違反
 - ② 安全不確認
 - ③ 動静不注視

詳しい自転車の
交通ルール
はこちら→



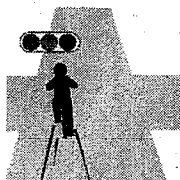
重大な事故につながるおそれの高い違反

遮断踏切立入り 制動装置不良 ながらスマホなど



その他の事故につながる違反

一時不停止 信号無視 右側通行など



違反手続の流れ

軽微な違反
(交通反則通告
制度対象)

悪質な違反
(交通反則通告
制度対象外)

青切符を
交付

赤切符
を交付

8日以内に
反則金を
納付

する

しない

交通反則通告
センターに出頭し、
反則金納付の通告
を受ける

11日以内に
反則金を納付

する

しない

手続終了

刑事手続へ
有罪なら前科
(拘禁刑・罰金等)

一定の危険な行為(16項目)を3年以内に2回以上繰り返すと自転車運転者講習の受講が命ぜられます(受講しない場合は、5万円以下の罰金)。

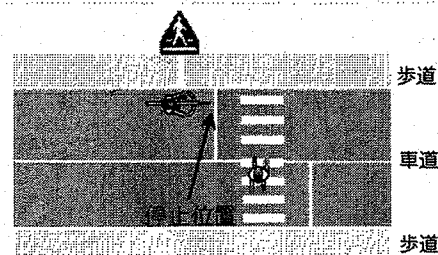
詳しくはこちらの京都府警察HPから→



横断歩行者等妨害等について

横断中又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければなりません。

(反則金6,000円)



南丹警察署

問合せ先 交通課